

防災対策特別委員会会議録

平成18年7月27日

場 所 第4委員会室

平成18年7月27日（木曜日）

午前10時3分開会

会議に付託した案件

○概要説明

総務部

1. 平成18年7月20日からの大雨による被害状況について

○協議事項

1. 防災に関する条例骨子案について
2. パブリックコメントの状況について
3. 県外調査について
4. 次回委員会について
5. その他

出席委員（12人）

委員	長	星原	透
副委員	長	横田	照夫
委員		松井	繁夫
委員		徳重	忠夫
委員		野辺	修光
委員		水間	篤典
委員		丸山	裕次郎
委員		前本	和男
委員		内村	仁子
委員		高橋	透
委員		長友	安弘
委員		井上	紀代子

欠席委員（1人）

委員		由利	英治
----	--	----	----

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

総務部

部	長	河野	俊嗣
危機管理局	長	佐藤	勝士
部参事兼総務課長		米良	剛
危機管理室長		日高	昭二
消防保安室長		押川	利孝

事務局職員出席者

政策調査課 特別委員会担当主幹	矢野	雅博
議事課主査	隈元	淳二

○星原委員長 ただいまから防災対策特別委員会を開催いたします。

本日の日程に入ります前に、6月13日の委員会の際に参考人として御出席いただいた宮崎大学工学部の村上助教授より、当日御説明いただいた「台風14号災害に関する土木学会調査団の報告書原稿」の最終版が送付されてまいりましたので、お配りしております。御確認をいただきたいと思っております。

それでは、まず、本日の日程でありますがお手元に日程案をお配りしております。委員の皆様への通知等では、本日の委員会は、防災に関する条例骨子案の検討を主に計画いたしておりましたが、7月20日からの大雨によりまして県内で被害が発生いたしております。本日は、まず、総務部よりその被害状況につきまして説明を受け、その後、防災に関する条例骨子案の検討やパブリックコメントの状況、県外調査等につきまして御協議をお願いしたいと存じます。以上のように取り進めてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのように決定をいたします。

それでは、総務部の入室のため、暫時休憩を

いたします。

午前10時4分休憩

午前10時5分再開

○**星原委員長** それでは、総務部においでをいただきましたので、早速説明をお願いいたします。

○**河野総務部長** おはようございます。今日は、先週7月20日からの大雨による被害状況につきまして御報告をいたします。詳細につきましては危機管理室長に説明させますので、よろしくお願いをいたします。

○**日高危機管理室長** おはようございます。よろしくお願いたします。

それでは、防災対策特別委員会資料に基づきまして御説明を申し上げます。

1 ページの「平成18年7月20日からの大雨による被害状況について」であります。1 気象警報の発表状況であります。7月20日20時56分に小林・えびの地区に大雨・洪水警報が発表されております。危機管理局におきましては、災害監視室から連絡がありましたので、待機中の職員が登庁しまして情報連絡本部を設置して情報収集等に努めております。さらに、椎葉・美郷地区、それから県央、県西が中心の警報であったかというふうに思います。さらに、7月22日の11時50分に大雨・洪水警報等出されまして被害の発生が予想されてきましたので、この時点で災害警戒本部を設置しております。それから、23日15時52分に大雨・洪水警報が、北部平野部、椎葉・美郷地区、宮崎地区、都城地区が解除になりましたので、12時半に警戒本部から情報連絡本部へ移行しております。さらに、23日の21時31分、小林・えびの地区の大雨警報の解除を待ちまして情報連絡本部を廃止しており

ます。

2 主な被害状況であります。人的被害につきましては、都城市で重傷1名、小林市で軽傷1名という2名の方がけがをされております。さらに、住家被害につきましては、えびの市が、半壊が1棟、一部破損が3棟、床上浸水が158世帯、床下浸水が200世帯、それから非住家被害でその他が42世帯となっております。床下浸水が、都城市が5世帯、宮崎市が3世帯、非住家被害が、小林市が1世帯、川南町が1世帯という被害状況になっております。そこで、えびの市につきましては、床上浸水世帯が150世帯以上となっておりますので、災害救助法が適用されております。

2 ページをお願いいたします。3 の警戒体制でありますけれども、先ほども申し上げましたとおり、7月20日の20時56分に情報連絡本部の設置、7月22日11時50分に警戒本部を設置、7月23日12時半に警戒本部を廃止して情報連絡本部へ移行、さらに、7月23日の21時31分に警報等すべて解除になりましたので、情報連絡本部を廃止という状況であります。

4 の避難状況であります。1 の自主避難につきましては、表にはえびの市京町7世帯13人計上されておりますが、きょうの8時までにはすべての方が帰宅されたという連絡を受けております。小林市十三塚、1世帯2人の方はまだ避難を継続されておるといふことでもあります。

2 のその他、自衛隊の災害派遣であります。7月22日の16時25分に要請しまして、消防、警察と協力して37名の救出を行っております。

被害状況につきまして、以上であります。

○**星原委員長** 総務部の説明が終わりました。委員の皆さんからの御意見、御質疑等があれば、どなたからでも結構であります。

○井上委員 宮崎県の防災のことについては、昨年の14号台風以来ずっと皆さんと議論を続けているわけですが、今回の豪雨に関して言えば、自主防災組織の動きというのは把握をされているのでしょうか。

○日高危機管理室長 被災地の自主防災組織が今回どうであったかということについては、今、市町村の方と連携として調査をしておりますけれども、詳しい状況はまだ今のところ入ってきておりません。宮崎市の方に当時確認しましたところでは、去年の教訓を踏まえて、避難情報とかそういう事前の段階が早かったので、避難所も早く開設できて避難をされておったということは伺っておりますけれども、それ以上の詳しいことは伺っておりません。

○井上委員 今出ました避難の伝達なんですけれども、意外に自主避難をされる方が多かったように感じますが、それはやっぱり去年のそういう意味での危機感というのがまだ住民の方にも伝わっているからだと思うんですけれども、今回の避難に関しての市町村の情報の伝達の仕方、それについての把握はまだできてないのでしょうか。

○日高危機管理室長 従来の防災行政無線、広報車、消防団等の呼びかけに加えて、先日来から各市町村でメールの配信等も行っておりますので、それも利用されたり、あるいはホームページに掲載をされたり、それから今回、テレビのテロップで情報がずっと流れておりましたので、あれも非常に効果があったんじゃないかというふうには思っております。以上です。

○井上委員 昨年も災害のときにはボランティアの皆さんが非常に活動していただいたんですけども、今回におけるボランティアの活動の状況というのはいかがだったのでしょうか。

○日高危機管理室長 えびの市社協から、ボランティアの方100名程度が集まっていたいて非常に活動していただいております。詳細な内容についてはまだ伺っておりませんが、非常に助かっておるということは聞いております。以上です。

○井上委員 あと一つ、これで終わりなんですけど、実際災害が起きて、警報に対する情報連絡本部というのはでき上がっておりますけれども、災害対策の本部というのは今現在どういう状況になっていますか。

○日高危機管理室長 災害対策本部でしょうか。県の体制としましては、警報が出ますと、待機中の職員を4名ほど呼び出して登庁させまして情報連絡本部を設置して、まず情報収集と各市町村との関係をとります。風水害で言えば、大雨等続いておるということになると、災害が出るかもしれない、あるいは一部出ているということになれば、災害警戒本部に切りかえます。これは局長以下、危機管理局職員と関係課で構成しておりますので、土木部を初めそういう所属が対応します。それから災害が発生して大きな被害になっておるということであります。災害対策本部に切りかえまして、これは知事が本部長ということで、全庁対応ということで体制はとっております。以上です。

○井上委員 今現在は災害対策本部は設置済みというふうに理解していいということですか。

○日高危機管理室長 今回は警戒本部までで、災害対策本部は設置しておりません。

○井上委員 要望ですけれども、今回の災害と豪雨に対して、この後把握されたものについては、次の委員会でも構いませんが、報告をお願いしたいと思います。

○星原委員長 そのようにお願いします。

○前本委員 私は、実態を見ましたことに対して反省を申し上げたいと思っています。実は宮崎地区の話ですけど、宮崎市は、災害対策本部発令の避難勧告ではなくて、地域センターで地域の人判断によりましての避難勧告ということでの条例制定といいますか、防災に対します制度改正をされて、今回はそれに対応した初めての避難でありました。ここに21日の8時45分に大雨・洪水警報を發表しているということですが、宮崎市内の生目地区におきましては、危ないので明るいうちに避難させた方がいいというので、7時15分ごろだったと思いますけれども、地域センターの小さなワゴン車、それから地区の消防団によりましての避難勧告のアナウンスをやりましたんですが、相当降雨もありまして、「今何て言やっちゃったすかね」という人がずっと出てきて、避難に対しましてなかなか周知徹底してないなということを感じました。早かったということで、明るいうちにとということが、ある意味ではよかったんでしょうけど、前回おくれたものですから。それとまさかという——前例にない浸水災害だったものですから、逃げなかった人がおって、救命ボートで救助されたという方も多かったんですが、今度は大変びりびりして、逃げようという態勢はぱっとされたようです。畳を上げるとか貴重品はまとめるとかいう徹底はあったんですけど、避難ということに対して動きが悪かった。というのは、公民館に避難場所を設置したんです。だれも来ないんですよ。だから、避難勧告してPRしたけど、なぜ来なかったかという反省をきちんとしないといかんという実感を持ちました。このあたり、聞こえなかった。それから避難されなかった。そのあたりの伝達指示が、対策本部あるいは県の情報連絡本部あたりとの連携がど

うなっていたのかわかりませんが、早かったのはよかったけれども、実際的には後悔をしまして、「もうこんげなこっちゃったら避難せんぞ」という人が出たら大変かなという気がしましたので、今私が申し上げました点に関しまして、今までと違った感じですけど、危機管理室長さんの方で感想があればお願いしたい。

それからもう一点、大淀川が増水しまして、いわゆる警戒水位を超しましたと、それによって避難してくださいとスピーカーで言ったんですけど、実質的には、水門管理のところへ現地の区長さんが行ったんですが、大淀川の水門を閉めるにはあと2メートル50あるよと、それによって水門閉めて大谷川が増水して、大谷川のポンプアップが始まって、そのときに越水するかしないかを定めるんだから、まだ状況を見ておってくださいというので、堤防に立って全員が見てました。そのあたりの堤防での水門管理も、自治会長さんとか地区の消防団が見て、そしてセンターに連絡して、警戒あるいは避難勧告をするという状況だったものですから、このような状況でいいのかなということなんかも含めて、今後の対策として何か御意見があったら聞かせてください。

○日高危機管理室長 今、委員の方から話がありましたように、今回、宮崎市と西都市が避難準備情報というのを出してあります。これで、先ほどおっしゃられたように、2階に畳を上げたりテレビを上げたり、大事なものは上に上げて、浸水してもいいというような準備はされたということは聞いております。それから、避難所に行かれる人が余りいなかったと今おっしゃいましたが、私もそこまではまだ聞いておりませんので、それから避難をしたという方もあって、余裕があったと、避難準備情報を出しまし

たので、すぐ勧告というわけではなかったの、行政の方も余裕があったということは聞いております。

それで、県におきましても警戒本部を設置して、15時過ぎ、市町村一斉に、避難準備情報、勧告、指示を災害発生が予想されるところは明るいうちに出しなさいと。そうしないと、夜間になって動きますと、去年も夜間に避難をされておったという教訓もありますので。ですから、夕方というか明るいうちに避難できたんじゃないかと思っております。しかし、全員が避難されたかどうかはまだわかりませんが、各市町村の避難勧告等時間をとってみましたが、一部夜間にやむを得ず勧告を出したところもありますけれども、18時から19時ごろまでには避難勧告等を出しておられるという結果が出ております。

それから、情報伝達というか、地域の方が避難準備、避難勧告、避難指示というのをちゃんと区分けして御理解されておるのかというところは、今先生からありましたように、まだ今から徹底していかにやいかんところかなと、理解されておる人、いない人との温度差、格差があるのかなという気はしておりますので、このところは、今回のことも踏まえて市町村とも連携をとりまして、市町村も防災講話で地区を回っておられたりしますので、その辺を地道にやっつけていかなきゃいけないのかなというふうには考えております。

それから風水害の水門の関係ですけれども、これはまだ詳しく報告を聞いておりません。今調査等しておるところであります。以上です。

○水間委員 今回の集中豪雨ですが、一極集中というような形で、ある特定の地域にだっと降ったということのようですが、今水門の話があり

ました。マスコミ等で、大谷川でも内水問題、水門の排水するための電力が稼働しなかったという報道がなされる。けさの新聞ですが、あそこでごみが引っかかって動かんようになった。そのままいくと漏電をしそうだから、とめて避難をしたというような報道がなされているんですけども、そこらあたり、稼働しなくなったら漏電することになるので逃げなさいとか、マニュアルでそういうことになっているんですか、そこはどうなんですか。

○佐藤危機管理局長 今委員おっしゃられた分は、今回のえびの市の排水機場の問題だろうと思えますけれども、川内川は1級河川で国が管理しておるところでございまして、直接国の方に確認しておるわけじゃないんですけれども、水没のおそれがあるので避難しなさいという話があったということは間接的に聞いております。配電盤や発電機が水没するおそれがあったので、危険が迫っておるので退避させたことがあったということで、間接的に今情報を得ている段階でございまして。

○水間委員 局長、大事なことなんですよ。何でこうなって逃げなきゃならないのか。これはたまたま死者が出なかったからいいけれども、水かさが上がって、これでとめて、さあ、自分たちだけ逃げなさいというようなことになったら大変なことだと思うんです。それは確かに漏電してまた別な被害が出たらいかんと、これもわかりますが、そこらあたりをまだ確認していないというようなことじゃなくて、すぐ国と折衝しながら、もう二度とこういうことが起こらんような方向でひとつ考えていただきたい。

それと、いろいろ話を聞いてみると、ここでもそうですが、水門の配電盤、いわゆる電気室がどうしても低い方にあると。これは当然水か

さが増したら機能しなくなるということは、今後の問題として、できたものはしようがないんでしょうが、かさ上げしてできるような、その方向づけを、県としても、危機管理局としても、いろいろ災害の後片づけや何やかやで大変でしょうが、今後の水門のあり方について国との折衝も必要じゃないんでしょうか。

○佐藤危機管理局長 御意見のとおりだと思いますので、早急にその辺の事実関係等も確認していきたいと思っております。

それと、若干申し上げますと、今回、機能停止といいますかとめたところは、通常の降雨あるいは大雨では冠水するような場所ではなかった。それと過去の経験から、そういう内水の問題があって、あそこに排水ポンプを設置して対策をとられたところのようございまして、その配電盤あるいは発電機あたりが浸水するとは、国の方でも想定されていなかったような雨だったということのようございまして。ただ、おっしゃられるとおり、そういうことでは機能しないわけございまして、そこ辺の問題点は十分あると我々も認識しておりますので、土木部を通じまして国の河川管理の方とも協議し、事実の確認、あるいは今後の対応についてお願いをしていきたいと思っております。

○水間委員 そこは早急にひとつ対応ができるように、関係各課とよろしくをお願いします。

○長友委員 災害復旧についてでありますけれども、鹿児島あたりは既に国交大臣を初めとして国の調査団等も入っているようなんです。宮崎の方の状況はどうなのか。それからまた、激甚災害の採択へ向けての要請等の準備も鹿児島の方はやっておるといことですが、所管が土木かもしれませんが、そういう被害、あるいは農産物関係、そこらあたりについては

どのように取りまとめておられるのか。あるいはまた、今回も床上浸水が150世帯余り出ておりますけれども、前は早速災害復旧の支援金ということで支援金が出た経緯があるわけですが、床上浸水になりますと、同じように家財道具等相当なくされるとい状況等も出てくるんですね。はっきり言いまして、現地に行きましたところ、着のみ着のまま、着るものから何から全部失ったという方もおられて、昨年の台風14号が再現されたような状況のところもございまして。そのあたりをどういうふうにも今後やっていかれるのか。災害復旧の面について何か動きがあれば教えていただきたいと思っております。

○日高危機管理室長 激甚災害の関係ですけれども、これは現在部局でそれぞれ調査をしておりますので、第一報といいますか第1段階については、来週ごろにはそれぞれ調査が進むのではないかと、取りまとめは危機管理局の方で行いますが、各部局で国のそれぞれの省庁と調査結果等を報告したりして行うというふうに思います。県としましても激甚災害の認定を受けられるよう要望はしていきたいと思っております。

それから被災者支援の関係ですけれども、去年も行われておるようですが、これにつきましても福祉保健部を中心にそれぞれ検討されておるといことでもあります。以上であります。

○長友委員 余り深くやらない方がいいかもしれませんが、福祉の方での被災者支援に対するいろんな検討委員会の結果等も出ておるようでもありますけれども、私の知っている限りでは余りはかばかしい状況ではないなというのを感じているわけです。ところが、実際には床上浸水等の被災状況というのは同じになってしまうわけなんですね。そこで差が出てきたりすると困るなということもあるんです。ここでは要望だ

けにとどめておきますけれども、被災の実態をしっかりと調べていただきまして、状況に応じては何らかの支援策を講じていただくようお願いいたします。

○丸山委員 今回の防災に関する条例の中で第3節に「県の責務」というのがありまして、その中で④に「県は、市町村、県民、事業者が行う防災対策活動への支援、調整に努める。」ということを書かせていただいているんですが、支援、調整というのを今回どういう形で具体的に取られたのかお伺いしたいと思うんです。私の知っている範囲では、えびの市が大変だということで、えびの市に県の職員の方も行っていただいたと聞いているんですけれども、どういう支援を具体的にやられたのかというのを聞くと、非常に混乱していて、特にマスコミ対応が一番混乱していたというふうに聞いています。マスコミの方がいろいろ報道していただいたのは非常にありがたかったんですけれども、マスコミの方々が個別個別に「何軒つかったんですか」と聞くものですから、指示を出したいのに、市の職員の方がそっちの方に仕事が回されてしまって、非常に混乱をしたというふうに聞いているものですから、もう少し県の職員の方が調整をうまく図るべきではなかったのかなという意見も含めまして、今回の反省なりを含めて、今後どういうふうに取り組みたいと思っているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤危機管理局長 今回の出水の対応につきましては、今委員おっしゃられましたように、えびの市の方へ県の職員も出向いておりますが、いかんせん、緊急時ということで、市と県の職員との役割分担が必ずしも十分ではなかったというふうに聞いております。その辺の対応のあり方、調整の仕方を今後十分反省し、そういう

場合にどういう役割分担でどうするのか、そのあたりまで突っ込んで市町村の方と協議をし、準備をしていく必要があるのかなというふうに、我々としても反省をしておるところでございます。

○丸山委員 条例の中の第2節に「避難」と書いてあるんですけれども、県民は、自助の気持ちとして、できるだけ早目に自分から避難してくださいということだったんですけど、前本委員が言われたとおり、避難勧告なり指示、避難準備情報とか出しましたけれども、どれくらいの方が避難したのか。あれだけ去年台風で大災害が起きたのに、もう既にちょっと甘くなって、もう起きないだろうというふうになっているんじゃないか。危機管理能力をもう少しまく醸成をしなくちゃいけないというふうに思ったものですから、この辺の養成の仕方が今後大きな決め手になっていくんだらうなというふうに思っていますので、リーダーをつくっていくという話も聞いておりますけれども、早目にこれをしていただかないと、避難指示等の情報を伝える手段をいろいろつくったけれども、結局動いてくれないというのは、自助をどうやってしていくのかというのが大きなポイントになっていくと思いますので、この辺はお願いをしたいと思います。

○内村委員 2～3点お伺いします。今いただきました資料には、人的被害、住家被害、非住家被害というのが出ているんですが、このほかに道路決壊とか田畑の被害、農畜産物の被害というのはいつごろ集約されるのかということと、ここに37名救出というのが出ていますけれども、この37名というのは弱者といわれる高齢者とかそういう方々が多いのかをお尋ねします。

○日高危機管理室長 被災の状況ですが、現在

配付しております資料以外に、河川とか道路とか砂防の関係、こういうのも現在それぞれ部局で調査しております。第1段階としては来週ごろ取りまとめが一応できるんじゃないかと思っております。

それから、37名の救出された方の構成といたしますか、年齢とか高齢者を含めてどういう人たちかというのは、まだ現在調査中でありまして、以上であります。

○内村委員 今度の場合はえびのが一番ひどかったんですが、鰐塚山系の雨量が少なかったから、いつもつかる都城はつからなかったんですが、都城の山間部を回ってみましたけれども、河川の崩れ、山の崩れで結構土砂崩れがあるんですよ。都城の重症の1人は道路の決壊で出ているんですけども、そういうところも早くしていただかないと、次来たときにまたすぐ崩れると思うんです。そういうところも早目にしていただくということをひとつお願いしたいと思います。

それと、37名救出ですが、以前、高千穂、日之影、五ヶ瀬で防災訓練があったときに、台風14号で高千穂で5名の死者が出たということは、以前の台風のときに避難をされたけど何ともなかったから14号では避難しなかった。そこが崩れた。日之影の方は、とにかく早く避難してくださいということで呼びかけて、あれだけ災害が出たのに人的被害がなかったということをお聞きしたんですが、そういうことを考えると、今、前本委員が言われた、早目の避難勧告、早目の避難、これは命あってこそですから、早いかどうかのこのじゃなくて、あとは自主避難が大事だと思うんですけども、そういうところでの避難の呼びかけというのを、それを参考にさせていただいた方がいいんじゃないかなと

思っています。高千穂の場合を考えたときに、前崩れなかったからもう大丈夫だというのが、一番人的被害が出るのじゃないかなと思うんですが、そこ辺のところをどのようにしていかれるかをお尋ねしたいと思います。

○日高危機管理室長 今おっしゃられたように、こちらが災害情報等を気象庁からとる、同時に市町村等も情報をとるし、うちから流す分もあるわけです。行政の方はそういうふうにしていく、あるいは消防団のところまでは行く。その先、自主防を通じた地域住民の方一人一人に対する連絡の徹底といたしますか、そこ辺が問題がまだまだあるのかなというふうには、今委員がおっしゃられたように感じております。ですから、自主防の中に核になる人といいますか、先ほど話も出ておりましたが、リーダー的存在こういう人たちがおられて、そこが中心になってもらって徹底して避難を早目に行うということが大事になってくるのかなというふうに思っております。日之影で調査に同行させていただきましたときに、消防団が最後は確認を一軒一軒して回るという発表がありましたので、その辺までの徹底をしていかなきゃいけないのかなというふうには感じております。以上です。

○水間委員 災害救助法の適用が今決まっていますね。これに対して激甚災害という要望が地元でも上がってきている話を聞いたんですが、激甚災害で認定するというか、その方向としては当たるのか当たらないのか、またその要望は総務部の方でできるんですか。

○河野総務部長 激甚災害の指定につきましては、今回の18年7月豪雨、本県の被害のみならず、全体の状況を踏まえて国の方で判断されることとなりますので、県としてもぜひ指定の要望ということをしてまいりたいと考えておりま

す。

○星原委員長 ほかに質疑等もないようであり
ますので、以上で総務部の概要説明を終わらせ
ていただきます。ありがとうございました。

総務部の皆さんは退席していただいて結構で
あります。

暫時休憩いたします。

午前10時43分休憩

午前10時44分再開

○星原委員長 それでは、委員会を再開いたし
ます。

委員協議を行います。

まず、協議事項（１）防災に関する条例骨子
案についてです。

資料１をごらんいただきたいと思います。前
回の委員会で条例骨子案の御協議をいただいた
際に、その記述等について何か所か御意見があ
ったところであります。同日の委員協議で、執行
部や法制担当部局との協議の上、その記述につ
きましては正副委員長に一任する旨御確認をい
ただいたところですが、その後、パブリックコ
メントを実施する前に委員の皆様にはファクス
等で記述内容について御連絡をいたしましたこ
ろであります。今回は、その確認の意味も含めま
して、御意見をいただいた箇所の記述に関して
御説明をいたしますとともに、今後の条例化の
作業に向け御意見等がありましたらお願いをし
たいと存じます。

資料１及び資料２によりまして書記から説明
をさせていただきます。

まず、１観光客の記述についてであります。
矢野書記、お願いします。

○矢野書記 では、座って説明をさせていただきます。

前回、御意見をいただきました箇所について、
パブリックコメントを実施いたします前に、正
副委員長協議いただきまして、記述を変更した
分についてファクスを通じお願いをしたんです
が、それにつきまして、資料１のところで変更
の部分についてはアンダーラインを引かせてい
ただいております。それと、それがもっとわか
りやすいようにということで、資料２に「前回
委員会での意見及び方針について」ということ
で、それぞれ御意見をいただいた分と、こうい
うふうに修正をいたしましたという部分につ
いてまとめさせていただいております。順次説明
をさせていただきます。

まず、資料１の１ページの前文につきまして
は、ここの下線は条文化をしていく上での修正
ということですので、これは次回、８月16日に
御説明をいたしたいと思っております。

続きまして、資料２をごらんください。１観
光客の記述についてということで、今回の条例
案につきまして、観光客に対する防災対策の記
述がないようであるということで、観光客に対
する記述が必要ではないのかという御意見をい
ただきました。今回、修正をいたしましたのが、
資料１の２ページの「第２節定義」というこ
ろの「（８）帰宅困難者等」というところに観
光客の部分、「災害が発生したことにより、交通
機能等が停止し、速やかに帰宅することができ
なくなった者及び観光などの旅行途中で目的地
に到着することができなくなった者をいう。」
ということで、定義の中で観光の部分を入れさ
せていただいております。

前回の委員会で、「災害時要援護者」の中にも
含まれるのではないかという御意見もあったと
ころではございますが、これにつきましては危
機管理室の方にも確認をいたしましたけれども、

本県の地域防災計画におきましては、災害時要援護者ではなく帰宅困難者と想定しているということでございます。ただし、この方たちがけがをされたり、災害時で援護が必要になるということになれば、災害時要援護者の部分でも読み取るということで御意見をいただいているところです。以上です。

○星原委員長 説明は以上であります。御意見がありましたらお願いをいたします。

ほかに意見等もないようですので、1の観光客の記述についてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、2の教職員及び保育士等の研修・訓練についてであります。説明をお願いします。

○矢野書記 資料2、2「第2章第1節災害に強い社会づくり、地域防災力の強化」（資料1 P5）における教職員及び保育士等の研修・訓練の記述についてということで、以前お話をいただきましたけれども、学校でも防災訓練を行うということについて規定があるのかどうかという話と、教職員の防災に関する研修についてはどのようになっているのか、資料1の5ページ④の「防災に関する研修や訓練に参加するよう努める」と記述をすることによって研修の機会等が保障されるものなのかというお話がございました。これは教育委員会の方に確認をさせていただきましたんですが、防災訓練の規定については、県立高等学校については、県の定めます県立高等学校管理運営規則の111条において、校長が年度初めに、防災組織、防災訓練、避難及び救護等の事項を含んだ防火及び防災業務計画を定めなければならないとされております。また、小中学校につきましても各市町村の教育委員会

が定めます学校管理規則というのがございまして、その中で防火及び防災業務計画を定めなければならないということになっておりまして、その計画に含まれる事項につきましては県立高等学校の管理運営規則に準じるように定められております。一応防災訓練についてはそれぞれの規則の中で定められているということでございます。

それと研修につきましても、教育研修センター等が実施します初任者研修、5年研修、10年研修、これは義務らしいんですが、その中で救急措置等の研修についても必ず受講するということになっているということでございます。

ただ、④の記述について、研修の機会の保障という部分につきましては、研修に行くことについては、学校としては、学校の運営上支障がなければ行っていただくということではございましょうけれども、ここが努力規定であるということで、必ずしも保障されるかということ、そうとは限りません。当規定が条例化されれば参加促進になることが期待されるのではないかというお話でございました。以上でございます。

○星原委員長 説明は以上であります。御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

それでは、意見もないようですので、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにいたします。

次に、「第3章第4節二次災害の防止」の記述の追加について、説明をお願いいたします。

○矢野書記 3「第3章第4節二次災害の防止」ということでございまして、資料1の9ページ、「第4節二次災害の防止」のところでございます。前回の委員会におきまして、二次災害の防止に関しましては、当初は資料1の9ページ④、

⑤のみを書かせていただいたわけですが、地震に関するもののみということでございましたので、風水害についても何か記述すべきではないのかというお話もいただきました。例えば、消防団員が災害復旧に出動して被害に遭わないようにというようなことも記述できないのかというお話がございました。それで、資料1の9ページをごらんいただきたいんですが、①から③までの記述を追加させていただいております。「①県、市町村その他の防災関係機関は、災害発生後も引き続き気象情報等に留意しつつ警戒監視を行うとともに、安全が確認されるまでの間、警戒区域の設定、立入規制、避難勧告、避難指示等必要な措置を講じ、特に救出活動、応急復旧対策等の実施に当たっては、十分な警戒等を行うよう努める。」、「②県、市町村その他の防災関係機関は、災害事例等の検討、分析を常に行うことにより、救出活動、応急復旧対策等の実施の際の安全管理体制の確立に努める。」、「③県は、国、市町村と連携し、災害後の被災地における2次的な土砂災害等の防止のための対策を講ずるよう努める。」ということでございます。

①につきましては、防災関係機関が現在もやっておりますけれども、県、市町村、防災関係機関等が連携しつつ監視カメラ等も設置するというようなことで警戒監視を引き続き行うということと、安全が確認されるまでに、避難区域の設定、立入規制等をかけまして一般の方たちが入らないようにして二次災害の防止に努める。逆に、救出活動、応急復旧対策を行うときには、県、市町村、消防団の方たちも含めですが、十分に警戒をするということを入れさせていただいております。

②につきましては、過去起こった事例とか、

災害事例等の検討、分析をいつも行い、救出活動、応急対策の際に、こういうことが過去あったので、今回は出動を見合わせるとか、今回は出動しても大丈夫だとかいう部分での安全管理体制の確立に努めてほしいということが書いてございます。

③につきましては、ごらんいただきましたとおり、二次災害の防止のための対策を講ずるよう努めるというようなことを書かせていただいております。

説明は以上でございます。

○星原委員長 説明は終わりました。御意見がありましたらお願いいたします。

○内村委員 二次災害の防止の③のところですが、「県は、国、市町村と連携し、災害後の被災地における2次的な土砂災害等」となっていますけれども、「土砂」は入れずに「災害等」でした方がいいんじゃないですか。「土砂」と特別せずに。そうすると水の災害にも適用ということになると思うんです。中には現場に行くときの交通災害も入ると思うんです。「災害等」が入っているから、「土砂」をとって「災害等の防止のための対策を講ずるよう努める」にした方がいいんじゃないでしょうか。

○矢野書記 ここは、2次的な部分での例示の意味を込めまして、2次的な災害として土砂災害が一番出てくるものですから、こういう災害が2次災害でありますよということで、県民の方たちにわかっていただくために、一応「土砂災害」というふうに具体例を入れさせていただいたところでございます。

○水間委員 私もここでその話をしたところでしたが、二次災害の「土砂災害等」の「等」で含んでいるんじゃないかという表現にもとれたので、あえて言いませんでしたが、「土砂」とつ

た場合には全体の災害も含まれるし、「土砂災害等」ということで、「等」でとれば全部包含される部分もあるのではないかなと思ったり、一つの例示としてはそういうことがあるということであれば、このままでもいいんじゃないかと思ったりします。

○星原委員長 この前の災害を見ましても、あるいは今回の災害等見ましても、2次的なものというのは、要するに、災害救助にとって、壊れてくるおそれのある中で作業したりいろいろする場所というのは、いろんなものが含まれると思うんですが、言葉としては土砂災害を入れた方がわかりやすいのかなと。ただ「災害等」になりますと漠然となりますから、特に二次災害の場合は、雨降りの中で救出作業等したときには、その辺強調しておった方がいいんじゃないか。あとのものは「等」で含まれるというふうに考えているんですが、よろしいですか。

ほかにありませんか。

ほかに意見等もないようですので、「第3章第4節二次災害の防止」の記述については、そのようにさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、風水害の総合的施策の実施の記述の追加について、説明をお願いします。

○矢野書記 4 風水害の総合的施策の実施の記述の追加についてということでございます。これは、前回の委員会で、風水害対策について総合的な施策を実施するよう前の部分でも書いてあるけれども、この部分で特に強調するために記述を追加すべきではないかと、以前書かれてあった分でございますので、それを追加すべきではないかというふうな御意見がございました。

これにつきましては法制部局とも協議をさせていただいたんですが、基本的にはダブる、ダブらないということを抜きにして、立法者としてどうしてもそこに入れたいという意思があれば、ここに前段で記述されているものを出す分については、立法者意思ということで、基本的にあり得るということございまして、以前の分を戻させていただきまして、「①県は風水害対策に関する総合的な施策を実施する。」というところを入れさせていただいております。以上でございます。

○星原委員長 説明は終わりました。御意見がありましたらお願いをいたします。

意見等もないようでありますので、風水害の総合的施策の実施の記述についての追加については、そのようにしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにいたします。

次に、「第5章風水害の拡大の防止等」の記述の追加について、説明をお願いいたします。

○矢野書記 「第5章風水害の拡大の防止等」の記述の追加についてでございます。資料1の同じく11ページでございます。これにつきましては、③の部分で「県、国、市町村は」というふうに書かれてございますが、以前は「県、市町村は」というふうに書いてございました。「国」の記述を追加できないかという御意見ございました。一応これにつきましても確認をいたしましたところ、国においても浸水想定区域の指定公表、水防情報図の公表等を行っておりまして、基本的には県民の方々に危険箇所を明らかにしているところでございます。ですから、ここに国を追加することについては問題ないと考えますが、県の条例において国に一方的な責務を課すということにつきまして、地方分権一括

法上難しいということもございまして、末尾の表現を「県民に周知する」から「県民に周知するよう努める」というふうに改めるということであれば、「国」を入れることは可能だと考えております。

もう一つございます。ここは御意見になかったところですが、追加で、国の方に確認しましたときに御意見をいただいたところなんです、以前は、「その管理する道路、河川その他土木施設」と書いてございましたが、風水害の危険箇所を明らかにするという記述であるならば、「道路、河川」という表現よりは、これは、増水、洪水等の危険、砂防（土石流、がけ崩れ等）の危険を含んでいる「河川、砂防その他土木施設」として、道路については「その他土木施設」の中で読み込むこととしてはどうかという御意見がございました。ここは「道路、河川」の方がいいかどうかという部分については御議論をいただきたいと思います。よろしく願いをいたします。

○星原委員長 説明は終わりました。御意見がありましたらよろしく願いいたします。

○丸山委員 風水害であると河川と砂防だということは十二分にわかるんですが、道路の場合も冠水するとかの災害に遭ったりするので、その他の中に入れて方がいいのか、ちょっと薄くなるのかなと思ったり、避難するときの避難道路はどれが一番いいというのをするために「道路」というのは必要じゃないのか。その他の中にも入っているといえ入っているんで別に構わないかなと思うんですが、基本的に道路も入れていた方がいいんじゃないか、「道路、河川、砂防その他土木施設」でもいいんじゃないかと思えます。

○星原委員長 今言われるように、確かに強調

する上では、県道、市町村道ということもそれぞれ管理しているわけですから、河川なんかよりわかりやすい部分はありますね。道路を前に持ってきて「道路、河川、砂防その他土木施設」という形でいくか、「河川、砂防、道路その他土木施設」という形でいくのか、どこに持ってくるかもあると思うんですが、その辺についてお伺いしたいと思います。

○水間委員 管理する道路は入れるべきだ。

○星原委員長 そうしますと、「河川、砂防、道路その他土木施設」ですか。

○水間委員 「道路、河川、砂防」だね。

○星原委員長 今いろいろ意見が出ました。「道路」を入れるという話でありますので、「道路、河川、砂防その他土木施設について」ということで挿入をさせていただきたいと思います。

ほかにありませんか。

○前本委員 「国」はとってもいいんじゃないですか。

○星原委員長 この前「国」を入れたらどうかということでありましたので、国の方も入っているということで、入れても構わないということでしたので、入れさせていただいたところがあります。

ほかにないようですので、ただいまの「第5章風水害の拡大の防止等」の記述の追加については、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、「第5章風水害の拡大の防止等」の記述についての説明をお願いします。

○矢野書記 ここは以前御協議いただいたところなんです、⑧の表現につきまして、「県民は、市町村が行うハザードマップの作成等に積極的

に参加し」となってございますが、御意見があったところは、「県民は」ということになると、自分が住んでいる市町村なのか、それとも県下全域になるのかというお話がございました。ここについては法制とも話をしたところなんです、どういうふうに当委員会として考えるかということなんです、自分が住んでいる市町村がつくるハザードマップについての積極的な参加ということを書き記述したいのであれば、「県民は、居住する」とか「県民は、住居を有する」等々の言葉をつけ加えまして、「市町村の」という記述として一定の市町村の枠を限定するということになるであろうと。このままで読むと一応県下というふうには読めるということでした。これはどちらにするかを委員会として決定いただければ、それなりに表現の仕方が変わってくるということでございます。

○星原委員長 説明は以上のようにあります。

○長友委員 「住居を有する」とした方がわかりやすいですね。ほかの市町村に行っているときに災害に遭うこともあるけど、そこまで行って訓練するというわけにはいかんからですよ。

○星原委員長 長友委員の意見はそのようになります。ほかの皆さん方は。

○内村委員 ハザードマップをつくる時に積極的に参加することとなっているのは、不動産業者とかが建築確認やらとるときに、ここはわかりますよとか、いろんな条件とか聞き取り、そういうのも入っていると思いますので、別に居住じゃなくても、持っている人は家も何軒もあっちゃこっちゃ持っているかもわからないし、だから、これは「居住」は入れずに「県民は」でした方がいいんじゃないかと思います。

○星原委員長 両方の意見が出たところでありますが、よくお考えをいただきたいと思います。

原案どおりでいいですか。それでは、その部分はそのようにいたします。

ほかにありませんか。

ほかに意見はないようでありますので、「第5章風水害の拡大の防止等」の記述については、このような形にさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定をいたします。

次に、「第5章風水害の拡大の防止等」の記述について、説明をお願いいたします。

○矢野書記 同じ題名なんです、⑨の記述についてでございます。以前の文章は、「風水害の未然防止及び被害を最小限に抑えるために必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずるよう努める。」となっていたんですが、「風水害の防止のために必要な施設整備及び維持管理に万全の対策を講ずるよう努める。」というふうにした方が、県民の側に立った県議会の条例としてよいのではないかという御意見をいただいたところでございます。ここもいろいろ関係部局及び法制の方ともお話をしたんですが、災害対策基本法における「防災」の国の定義は、「災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、災害の復旧を図る」となっております。上位法として災害対策基本法というものがあることを考えたときに、県議会の方が条例を定めるわけですが、実際その条例を運用するのが県執行部ということでございますので、まず、風水害の防止にはできる限り努めると、それにもかかわらず風水害が発生した場合については、被害を最小限に抑えるという観点から、「風水害の防止及び被害を最小限に抑えるために必要な施設整備及び維持管理に万全の

対策を講ずるよう努める」という表現ではいかかかと思っておりますが、ここも御意見をいただきたいと思っております。以上です。

○星原委員長 説明は終わりました。御意見ありませんか。

○井上委員 ③のところ、道路が大事なので、「その管理する道路、河川、砂防その他の土木施設について」というのが前段で入ってますよね。それで、「河川、道路、ダム等の管理者は」というところを整合性があるような文章体に変えるということ、非常に細かいことですが、それを整理しておいていただけますか。

○星原委員長 今、井上委員の意見はそのようではありますが、このことについて皆さんの方で意見があれば、よろしくお願ひします。

特にダムは、今回の川内川の件でもマスコミの報道をしてみますと、放流の時期とか時間的なものが、ぎりぎりになって放流するものだからああいう災害が出たようなふうには受け取れるんです。県内の北川なんかの場合もそうだったですね。ですから、ダムの管理者といえますか、特に九電なんかの管理の仕方について、ある程度しっかりした形を出すにはダムも入れてもいいのかなと、そのように思って挿入しているところがあります。ただ、今言われるような形での並べかえですね。さっきの形からいけば、「道路、河川、ダム等」の方が並びとしてはいいのかなと思っております。それでよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにいたします。

その他このことについてほかではありませんか。

なければ、「風水害の拡大の防止等」の記述については、そのように決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、「ハザードマップ」の説明について、説明をお願いします。

○矢野書記 前回の御意見をいただきましたところで、「風水害の拡大の防止等」のところに「ハザードマップ」という文言が多々出てくるが、高齢者等にとってはハザードマップというのがわかりにくい表現であるので、定義で説明した方がよいのではないかというお話をいただきましたので、資料1の2ページのところに「(9)ハザードマップ」を定義に追加させていただいております。このハザードマップの定義につきましては、危機管理室の方とも協議いたしましたので、定義内容を書かせていただいておりますが、「災害による被害を予測し、災害発生地点、被害の拡大範囲及び被害程度、避難経路、避難場所等の情報を地図化したものをいう。」ということで説明をさせていただいております。

引き続きまして御説明をさせていただきますが、「風水害に関する」というところに下線が引かれておりますのは、条例化のために、ハザードマップが何のハザードマップかというのを規定した方がよいのではないかという御意見も法制担当の方からあったものですから、ここに入れさせていただいているところでございます。以上でございます。

○星原委員長 ハザードマップの説明を入れた方がいじやないかという意見がありましたので、定義の(9)の中でこのような形で入れさせていただいたところであります。

御意見がありますでしょうか。

それでは、意見等もないようでありますので、このハザードマップはこのような形で定義の

(9)に入れることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**星原委員長** それでは、そのように決定をいたします。

以上で、協議事項(1)防災に関する条例骨子案についての説明を終了いたします。

○**井上委員** 条例案そのものということではないんですけども、条例を含めて、考え方として教えていただきたいことがあるんですが、先ほど危機管理局含めていろいろお話を聞かせていただいたら、災害が実際発生した場合に、災害情報を発するための警戒本部というのはすぐつくって、それが全県的にも行くんだと思うんです。ただ、今回のようにえびのとかに集中的に雨ががっと降った場合に、県下全体に波及はしてないわけですね。ただ、前の災害で復旧がされていなくて、二次災害のおそれのあるところというのはありますよね。どこかで雨が降って、それが上流から下流に流れてということも含めてですけども。そのときの全庁的な体制というのはどんなふうにとられるのかというのが、いまいち理解できないというか響かないんですけども、それはどんなふうに基本的にはなっているんですか。きょうも聞くと、それは土木の方でとかいうふうに言われるけど、激甚災害の問題も含めてそうですけれども、どこかが全体的にきちんと把握をされてないといけないと思うんです。それは今土木が把握しているからと言われるけれども、それを把握して議論する場所というのはどこで確保されているのか。感覚的に私なんかは災害対策本部なのかというふうに理解するんですけど、局地的に災害が起きた場合はそういうふうにはならないと理解した方がいいのか。そこは委員会として教えてい

ただければと思います。さっきちょっと疑問が残ったんです。県の責務として、市町村との連携も含めて、どこが対応しているのかなというのがいまいちわからないところがあったんです。条例の中に盛り込んで、市町村から質問を受けたときに自分はどんなふうに返すかと言われたら、そのところがちょっとわからなかったんです。さっきいらっしゃるときに質問すべきだったのかなと思います。災害対策本部は今回設置していないということははっきりおっしゃったから、災害の段階によって違うというふうにおっしゃっていたので、その辺の意味があいまいなんです。

○**前本委員** 関連ですけど、危機管理室長、危機管理局長、消防保安室長、似たようなあれですよね。土木も福祉も、あるいは市町村も含めて、災害が発生したときの情報収集とか情報発信とか、トータル的な組織機構の中で、2人で相談しながら答弁してましたしね。そこ辺のところもわかりにくいんですが、それも含めまして、今、井上委員のおっしゃったようなところをもうちょっときちんとしてほしいと、私も要望したいと思います。

○**井上委員** 先ほど被災者に対する支援金の問題とかありましたよね。大きい災害のときには支援はあるけれども、同じ床上でも、小さい災害、局地的にという意味なんですけど、そういうときにはその対象にならない可能性はすごくあるわけですよ。生活福祉常任委員会の中で説明があったんですけども、恒常的なものではないということを執行部側は言っているわけですね。それは私も聞いています。ですから、その辺の判断は福祉保健部だけですか、それとも全庁的に、今度の災害についてはこういうふうなランクで災害を認定すると、支援につい

でも、ここは床上だからやるとかですね。それについての客観的な話も含めてですけれども、どこですのかというのが、先ほど一番最初に、今回、災害対策本部の設置はどうかとお聞きしたら、ないと言われたので、全庁会議の中でやられているのかなという思いはしているわけです。そこあたりは、防災という観点から県の責務はどうなるのか、それを委員会としてはどうお考えなのかお聞きしたいと思います。

○星原委員長 委員会としてどういう考えなのかというのは、委員の我々の問題でありまして、ただ、激甚災の場合は国がどうこうありますよね。今言われるようにいろんな災害の段階、規模が大きい、全県的に広がった形、去年の台風14号みたいな形とか、今回みたいに局地的な形での災害が起きたとき、国がどこまで出てくるのか、あるいは県はどこまでなのか、市町村の段階でどういうような形の対応をしていくのかというのは、当然だと思うんですが、ただ、被災に遭われた方は同じだと思うんです。数が多いか少ないかの範囲であって、被災した人は困ったりいろいろしている部分は同じじゃないかと思うんです。だから、防災条例の中でそういうところまで包含した形で出していくのか。県の危機管理局、あるいは災害が起きるときに関係する土木部、あるいは支援になったときは生活福祉、我々の委員会で防災条例をつくる上で各関連の部局も呼んで話は聞いた方がいいのかどうか。その辺についてはどうされますか、今みたいな意見が出ているようであります。

○長友委員 県の責務の⑦に「県は、国、市町村等と連携して被災後の県民生活の再建及び被災地の復旧・復興に努める。」という一文があるわけです。だから、責務としては、被害が大であろうと小であろうと、「被災後の県民生活の再

建及び被災地の復旧・復興に努める」ということはここにうたっているもので、いずれにしろやらにやいかんということはどうもうたっている。ただ、そこをどこが担当するかというのは、今の話の中ではっきりした文になっていませんけど、一応県は責任がありますよと、そういう話は条例としてうたえるんですよ。

○星原委員長 だから、今言われるようなこと等を総合していくと、危機管理局を設けたのはそのためだと思うんです。ここがどこまでかというのは、全部の情報を集めてきて、ここで災害に対する前段の部分から後段の部分まで危機管理局が把握してないといけないということじゃないか。だから、危機管理局に聞けばすべての情報がわかるような形にしておかないと、自民党で被災した地域に行くと、市町村は、県の土木や農林からばらばらに聞かれるので困ったという話もありましたので、そういう意味から危機管理局を設けたと思うんです。ですから、そこが把握してないんじゃないかと、全部把握して指示までできるのか。予算の部分になったときは別として、一応そういう形ができるところまではすると、そのために、今言われる分野横断的な場所として県としては危機管理局を置いたというふうに私は理解しているんです。

○前本委員 危機管理局を設置した条件には、いわゆる横断型の組織機構の中で防災対策の窓口を一本化して危機管理局が対応しよう。そのために、防災に関する問題等、あるいは災害対策本部ができたときは、危機管理局が災害対策本部のリーダーということを知っています。だけど、お話を聞いてみますと、災害ですから、ソフト面とハード面があるわけですよ。ハード面は土木関連の決壊、あるいはそれによる消防団（消防は別組織のようですけど）、それからソ

フト面では、いわゆる被災者援助の弱者等に関する避難体制、あるいは救援物資、避難場所等に関しましては福祉の分野が大きなエリアを占める。それぞればらばらの縦割りですから、国の災害基本法、国から来る、県に来る、市町村に来るといった流れの縦一本になっていまして、なかなかトータル的な窓口というのがわかりにくい。今、井上委員がおっしゃったように、災害対策本部ができたときはそこに窓口ができるけど、なくなったときはどこが窓口ですかといったら、やっぱり危機管理局だと思えます。危機管理局と室、危機管理室長さんは警察から来てるんですね。この人は県の職員。消防庁から来ているんですかね。そこらがどうもわかりにくい。私が不勉強だからだと思えますけど、一遍勉強させていただきたいと思えます。

○野辺委員 危機管理局は総合政策本部に本来置くべきじゃなかったかなという気がするんです。総務部に置くからおかしいんじゃないかなという気がするんですね。その辺は今後の課題ですけど、そういう気がしてならんのですけどね。そうしたら分野横断的なものもある程度……。

○星原委員長 今いろいろな意見が出たところではありますが、この件についてはここで協議しても中身がちょっとわかりにくいと思えますので、きょう見えた総務部長以下をとりあえずどこかでもう一回呼びたい、そして今出たような意見を聞きたいというふうに思いますし、危機管理室から局に格上げされたのは、今言う分野横断的にしたいということからそういうふうにされたと思えます。ただ、陣容ですよね、しょっちゅう起きていないわけじゃないですから、災害が起きたときには土木部のだれは危機管理室側の形で仕事をする。あるいは災害支援の部分で

は生活福祉からどの職員とどの職員が危機管理局の中に入ってきて対応していった、それぞれの自分ところの対応分野のことをまとめ上げていくと、そういうふうになっているんじゃないかと私も思うんですが、中身がわかりませんので、今の件については後日総務部の方に申し入れて、この条例を出す前に、委員の皆さん方が今思っているような内容について説明してもらいます。先ほど出れば、その後の答えがもう一回引き出せたかなと思うんですが、先ほど出ませんでしたので、この件については、再度、16日においていただいて今のことについて説明を受け、不備な点等があれば委員側の意見を執行部に申し述べていくと。でないと、災害が発生したときの状況はその時々判断しなくちゃいけない非常に大きな問題でありますし、防災の条例をつくろうとしているわけですから、そういう面から我々もできる範囲のことは把握しておかなくちゃいけない、そのように思いますので、今の件についてはそういう形にさせていただいてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、そのようにさせていただきたいと思えます。

それでは、協議に入ります。続きまして、協議事項（2）パブリックコメントの状況についてであります。

7月14日から実施しておりますパブリックコメントについて、きのうまでの状況を説明いたし、パブリックコメントに対する当委員会の意見についても御協議いただきたいと思います。

資料3をごらんください。まず、1のパブリックコメントの募集期間ですが、7月14日から8月3日までの21日間実施することとしております。

次に、2の現在までの状況であります、パブリックコメントを実施してから約2週間が経過をいたしました。現在までにいただきました御意見と当委員会の考え方案を書記に説明をさせます。

○矢野書記 資料3の2現在までの状況というところをごらんいただきたいと思ひます。いただきました御意見につきましてはまとめて御説明をしまして、委員会に対する考え方についての御説明をした後、また御意見をいただきたいと思ひます。

まず、(1)趣旨(前文)について御意見をいただいております。これにつきましては資料1をごらんいただくとありがたいんですが、資料1の1ページに趣旨(前文)となるものが書かれておりますが、この⑤に「自助」、「共助」、「公助」ということが出てきますが、その説明が必要ではないのかというお話と、「それぞれの考え方を基に」とか「それぞれが」とか「それぞれの責務」という語句が煩雑に出てきて趣旨がわかりづらいという御意見をいただいております。これにつきましては、これは骨子なので、条例の前文を作成する段階においては整理をして記述をわかりやすくしたいというふうに考えております。

次に、目的についても御意見をいただいております。資料1の2ページの目的について、1ページの趣旨の⑥に「災害から、県民の生命、身体及び財産を守り、安心して生活できる県土を築くためにこの条例を制定する。」というふうに述べられているのに、目的ではほかのこともいろいろ書かれているため、目的がわかりづらいのではないのかという御意見でございます。ただし、委員会の考え方に書かせていただいておりますが、⑥だけが目的ではございませんで、

③から⑥までいろいろな実情を書かせていただいているものを、2ページの①の目的に書かせていただいております。ですから、いろいろ含まれているのは当然だというふうに考えておりますが、条例を作成していく段階でわかりやすく整理できるものは整理をしたいと考えております。

(3)県の責務、市町村の役割についても御意見をいただいております。資料1の3ページに掲げられている部分であります、県の責務、市町村の役割の内容はすべて当たり前のことが書かれているのではないのかという御意見をいただいております。当委員会の考え方といたしましては、防災に関する基本的な条例でありますことから、県の責務、市町村の役割については、基本的な方向をまず記述をしたいということで、基本的な部分を書かせていただきまして、具体的な責務、役割につきましては、「予防対策」以下、「応急対策」、「復興対策」、「風水害の拡大等の防止等」で具体的に記述をさせていただきますというふうに思っております。

続いて、2枚目になりますが、(4)予防対策についても御意見をいただいております。予防対策は資料1の5ページになりますが、予防対策について、学校、保育所等の防災訓練だけが特に書かれてあるのはなぜかという御質問的な御意見なんですが、必ずしも防災訓練は学校、保育所だけを書いているわけではございませんで、前項の②において、県民、事業者も防災訓練を行うことを記述して、なおかつ委員会として、幼児、児童、生徒が一日の半分以上過ごしている学校、保育所での防災教育、防災対策は重要なことだと考えてございますので、②の特出しというか特にとということで、学校、保育所

の部分について③、④で書かせていただいております。

同じく、予防対策の⑥について、宮崎県防災の日はいつかが記載されていないという御意見もいただいておりますが、これは6月13日の委員会で御協議いただいて御決定いただいているんですが、当該条例の内容を推進していくのは県当局であるということで、最も効果的な時期(日)に防災の日を設定して、最も効果的な方法で防災に関する事業を行う方がよいという判断から、別に規則等で知事が防災の日を設定することを想定しておりますという意見にしております。

(5) 避難についても御意見をいただいております。資料1の8ページになります。避難の部分につきまして、①の表現のことをおっしゃっているんだと思うんですが、「避難勧告又は避難指示その他災害に関する情報に留意し、早めに避難するよう努める」というふうに記述されておりますが、避難勧告等が早目に出されないことが問題じゃないのかという御意見でございました。これにつきまして、当委員会としても、住民等が早目の避難を行うためには、災害に関しての迅速で的確な情報の提供が不可欠であると考えてございますので、3ページの「市町村の役割」のところの②、③、及び7ページの「応急体制の確立」の①、②において、「住民が迅速かつ的確に避難できる体制の整備」とか、「必要かつ的確な情報の提供」などを県、市町村が行うということを記述しておりますので、早目の勧告や的確な情報を出してくださいということはこの条例の中でうたっておりますということを述べております。

続いて、3枚目になりますけれども、(6) 交通・輸送の確保についてというところにも御意

見をいただいております。資料1の8ページ、「第3節交通・輸送の確保」でございます。これにつきましては、緊急通行車両についてしか記述されていないという御意見をいただいておりますが、これは委員会でも御議論いただきましたけれども、①の「必要な緊急輸送を確保する」というところで陸海空のすべてを含んでいるということを記述しております。その中で特に県民の方たちに身近な部分での緊急車両等について、②、④で特出しをさせていただいているということを書かせていただいております。

続いて、(7) 風水害の拡大の防止等についてですが、資料1は11ページになります。御意見をいただいているのは、風水害についてハザードマップを作成する旨の記述があるが、津波、地震、噴火等のハザードマップの作成も必要ではないかということでございます。当委員会といたしましても他のハザードマップの作成も必要とは考えておりますし、予防対策第1節の①におきまして、災害及び防災に関する情報の提供に努める旨を書かせていただいております。これにつきまして津波、地震、噴火等の危険予測箇所等のハザードマップを含めた情報提供を含んでいると考えております。風水害の防止をより具体的にわからせるための例示として、ここにハザードマップ云々という文言が出てきておると考えております。

もう一つ、その他につきましても御意見がありまして、県議会が条例の制定に取り組むのはよいことだと思っておりますが、防災に関する条例は県当局がつくるべきではないんでしょうかという御意見でございました。今回の条例につきましては、県、市町村の責務、役割はもちろんのこと、県民、事業者の基本的な責務を規定するものでございますので、一定の責務を課

すということからも、県民、事業者の代表である県議会が制定して、また、県、市町村に対しても、県民、事業者の代表として防災対策の着実な遂行について求めていくべきものであると考えておりますので、県議会において条例制定のための検討を行っておりますというふうな意見を書かせていただいております。

この意見の案につきまして御協議いただきたいと思っております。以上でございます。

○星原委員長 説明は終わりました。今、8件の意見をいただいておりますのでありまして、それに対する委員会としての考え方（案）というのを出しておるわけですが、このような形でお答えしていかどうかを皆さん方にお聞きしたいと思うところですが、いかがでしょうか。

○丸山委員 ルールを教えてほしいんですけども、パブリックコメントで意見が出たことに対して、回答を全部するというのでいいんですか。

○矢野書記 パブリックコメントの実施につきましては、基本的にはそれぞれの場所でそれぞれに回答するということではございませんで、一応意思決定が行われた後に、この中で回答すべきものについては表なりの形にしてホームページに掲載して、委員会としてはこう考えましたということで、途中経過を発表することはございません。意思が決定された後に、こういうふうに決めましたということを発表します。今回は委員会での発議でございますので、委員会のたびに御協議をいただいて意見を固めておかないと、後で発表ができないということで、この場でお願いをさせていただきますが、基本的には全部終わりました後に発表させていただくということが一応のルールになってございます。

○星原委員長 8月3日が締め切りでありまし

て、今、途中経過の状況でこういうものを県民からいただいているということを報告させていただいて、このような方法で委員会としては答えていこうという方向性を示しておるところであります。あとはすべて締め切った後に再度協議をいただくことになろうかと思っております。

○長友委員 パブリックコメントを求めるということは、その中で非常に適切な指摘があれば、それを条例の中に反映していくのはやぶさかではないわけですから、大いにいいと思うんです。それに対して、このような形でその意見に対する委員会のしっかりした考え方を確認しておきさえすれば、間違いのないと思うし、最後にそれに対する考え方を示すというのであれば示しても結構だと思いますから、途中経過でこういうことを出してもらったというのは非常にありがたいというか、これでいいんじゃないか、コメントも適切ではないかと思っています。

○星原委員長 きょう示してありますので、締め切った後に何件になるかわかりませんが、その後最終的なことをさせていただきたいと思っておりますし、我々としてもきょうの時点でどれぐらい県民の方々に興味を持っていただいているのか、あるいはどういうことがあったのか把握しておきたいというものもありましたので、きょうの委員会に提出をさせていただいたところがあります。

パブリックコメントのことについては、そういう形でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 それでは、ほかに意見もないようですので、現在までの状況及び委員会の考え方についてはそのようにさせていただきます。

先ほど矢野書記の方からありましたが、いただいた御意見と当委員会の意見につきましては、

条例案が決定いたしました後に県議会ホームページ等で県民の皆様を示していきたい、そのように考えております。

なお、本日から8月3日までに寄せられましたパブリックコメントにつきましては、次回の16日の委員会で再度御意見等をお伺いしたいと思います。また、次回の委員会は、前回御協議いただきましたとおり8月16日水曜日となりますが、本日御協議いただいた骨子案をもとに条例案を委員の皆様にお示しをしたいと考えております。

それでは、続きまして、協議事項（3）県外調査についてであります。

資料4をごらんいただきたいと思います。年度当初の委員会で決定いたしました調査活動計画に日程等を入れたものであります。当委員会の県外調査につきましては、10月16日から18日までの3日間で実施いたしますが、調査先につきまして、委員の皆様から御意見がありましたらお願いをしたいと思います。

○丸山委員 防災に関する条例を執行部提案でやっているところがあるんですけど、私が重要だと思っていますのは、条例ができた後に予算措置、財政的な裏づけをしっかりとやっているかどうかまで含めて、今後議会としてはしなくちゃいけないという思いがあるものですから、できれば条例を制定してどういうふうに変ったのか等、いい事例があればそれを含めて、また、大災害がほかの県でも起きておりますので、そういうやり方で今進もうとしているのか、そういったことを県外調査でさせていただくとありがたいと思っております。あとの細かい日程は正副委員長に一任をしたいと思っております。

○星原委員長 ほかになければ、今、丸山委員から出ましたように、他県で条例を策定し、実

行しているところ等があればそこを中心に、そしてまた、地震、風水害等の災害が起きているところがここ2～3年で結構あるわけでありまして、そういうところを視野に入れて決定をしていきたいと思っております。

ただ、日程が2泊3日でありますから、飛んで飛んででは場所的なものが設定しにくい部分もあると思いますので、今伺った御意見を中心に、場所等の件については委員長、副委員長にお任せいただけますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○星原委員長 では、県外調査についてはそのように決定をさせていただきます。

また、調査先や行程等が決定した場合は、委員の皆様の方にお知らせもしたいというふうに思っております。

次に、次の委員会について、何か御意見はありませんか。

先ほど出ました、16日の日に追加するという件は、執行部を呼んで、どのような形で今の状況がなされているか、置かれている位置づけというんですか。

○井上委員 災害を忘れてはいけないというのは常に言われていることで、危機意識というのがずっと引き続けばいいんですけど、すぐ忘れてしまうわけです。県がいう防災の日の制定について、今現在どういう状態になっているのか。どんなふうに関議論して、どんな考えを持っているのかというのを聞きたいんですけど。

○星原委員長 今出ました意見ですが、県の方も地域防災計画等が発表になって、実際進んでおるわけでありまして、防災の日を決めることについての意見等も出ているんじゃないかと思っておりますので、この件もあわせて次回の16日に取り上げさせていただきたいと思っております。

○丸山委員 言っていいかどうかわからないんですけども、ぜひお願いしたいのが、防災に関する条例を上程した後でも構いませんけれども、宮崎県としてしっかりとした県の責務をうたっておりますので、財政措置について県がどう考えているのか、どういったスタンスで今後進めていくのか、財政課等も入っていただきながら、財政的な裏づけをお伺いしたいと思っております。その辺の意見聴取をさせていただくとありがたいと思っております。

○星原委員長 今、丸山委員からありました財政面のことについては、上程した後でもということでありましたが、後よりも、我々がうたう以上は、上程する前に、ある程度こういう形で条例を制定していくというものを示して、そこでどのように考えているかを聞いた方がいいんじゃないかと思えます。どうせ総務部ですから、16日の日にその件についても執行部の方に申し入れをしてお聞きしたいと思えます。

ほかにはありませんか。

多分、上程するまでに委員協議を開く機会は次回の8月16日で終わるという形になると思えますので、16日までに委員の皆さん方から、こういうことはどうなるのか、こういうことも聞いておくべきじゃないかとかいろんなことがあれば、きょう出なければ、この間に皆さんから連絡いただければ、そのような準備をさせていただきたいと思えますが、そのようにさせていただいていいですか。

○井上委員 委員長の御判断でいいんですけども、開会してすぐでも緊急にどうしてもというときには、遠慮なく言っていただいて、スムーズに上程できるように協力したいと思います。

○星原委員長 ありがとうございます。当初の日程からすると9月に持っていくまでに非常に

厳しいかなと思っておりますけれども、それぞれ委員の皆さん方の御協力のおかげで計画どおりに来ているというふうに思っております。最終的に来月の16日と言いましたが、その間、あるいはその後においても何かあれば、ありがたい御意見をいただきましたので、臨時的にまたお集まりいただくこともあろうかと思っておりますので、そのように判断をさせていただきます。

ほかにはありませんか。

最後に、その他でございせんか。

なければ、本日の委員会はこれで終了いたしたいと思えます。

次回の委員会は、先ほども申し上げましたとおり、8月16日10時からですので、よろしくお願いをいたします。

以上で本日の委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会